第51回　大崎上島町公共交通連携協議会

令和８年８月２７日(木) 13時30分～
大崎上島町役場本庁　２階大会議室

開　　会

あいさつ

委員紹介

大崎上島町公共交通連携協議会の役員選出　……　1

議　　題

１．報告事項

（１）令和７年度事業報告について　……　2
（２）令和７年度交通対策事業実績・令和８年度予算について　……　10

２．協議事項

（１）令和７年度収入支出決算（案）について　……　16
（２）令和８年度収入支出予算（案）について　……　18
（３）令和８年度事業計画（案）について　……　19
（４）自家用有償旅客運送の更新登録の申請について　……　20

３．その他

添付資料

大崎上島町公共交通連携協議会委員名簿　……　22
大崎上島町公共交通連携協議会規約　……　23
大崎上島町公共交通連携協議会財務規程　……　25
大崎上島町公共交通連携協議会事務局規程　……　27
大崎上島町地域公共交通計画（第２期）　……　別冊

大崎上島町公共交通連携協議会の役員選出

１．協議会会長は大崎上島町公共交通連携協議会規約第６条第２項により副町長をもって充てる。

協議会会長は　小田博副町長　とする。

２．協議会副会長は大崎上島町公共交通連携協議会規約第６条第４項により会長が委員の中から指名する。

協議会副会長は　　様とする。

３．協議会の議長は大崎上島町公共交通連携協議会規約第７条第１項により協議会委員の互選により定める。

協議会の議長は　　様とする。

４．協議会の監査委員は大崎上島町公共交通連携協議会規約第１３条第２項により会長が委員の中から指名する。

協議会の監査委員は　　様とする。

１．報告事項

（1）令和７年度事業報告について

ア　協議会の開催

	開催日・会場	内　　容
第47回	令和７年６月２日(月) 13時30分～ 大崎上島町役場本庁 ２階大会議室	■報告事項 （1）令和６年度事業報告について （2）令和６年度交通対策事業実績・令和７年度予算について （3）大崎上島町地域公共交通計画に係る目標の評価指標達成状況について （4）スマート海上バス「ゆき姫」試験運航結果及び令和７年度計画について ■協議事項 （1）令和６年度収入支出決算（案）について （2）令和７年度収入支出予算（案）について （3）令和７年度事業計画（案）について （4）地域公共交通計画（第２期）の策定について
第48回	令和７年11月４日(火) 13時30分～ 大崎上島町役場本庁 ２階大会議室	■報告事項 （1）スマート海上バスゆき姫の試験運航について ■協議事項 （1）地域公共交通体系づくりの基本方針について
第49回	令和８年１月23日(金) 13時30分～ 大崎上島町役場本庁 ２階大会議室	■報告事項 なし ■協議事項 （1）地域公共交通計画策定に係る町民アンケート結果並びに同計画の素案について （2）地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業）について
第50回	令和８年３月13日(金) 13時30分～ 大崎上島町役場本庁 ２階大会議室	■報告事項 （1）路線バス（さんようバス）時刻表の改定について ■協議事項 （1）地域公共交通計画（第２期）の最終案について

イ　地域公共交通計画に基づく事業

（ア）陸上交通の運行及び改善事業

a　コミュニティバス（おと姫バス）の運行見直し

令和７年４月１日より、おと姫バスは大幅な運行内容の見直しを行っている。令和６年度との違いを、以下に整理する。

表　おと姫バスの運行見直し概要

	見直し前（令和６年度）	令和７年４月１日より
ア）デマンド型運行の車両台数増加	・デマンド型　２台 ・定時定路線型　２台	・デマンド型　３台 ・定時定路線型・デマンド型併用　１台 ※デマンド型での運行台数が４台に増加
イ）運行時間の拡大	・デマンド型 ７時～１８時 ・定時定路線型 ７時～１９時	・デマンド型　７時～２１時 ・定時定路線型　平日　６時台 土日祝　６時～１６時 ※朝・夜に利用できる時間帯が拡大
ウ）デマンド型運行の乗降ポイント増加	１０２箇所	１４５箇所 ※４３箇所のポイント増加
エ）フリー乗降	・デマンド型：なし ・定時定路線型：あり	・デマンド型：降車時のみあり ・定時定路線型：あり
オ）運賃改定	・大人　１００円 ・小人　５０円	・大人　２００円 ・小人　１００円 ※大人１００円、小人５０円の値上げ

利用者数の推移は以下の通り。※令和８年３月末まで

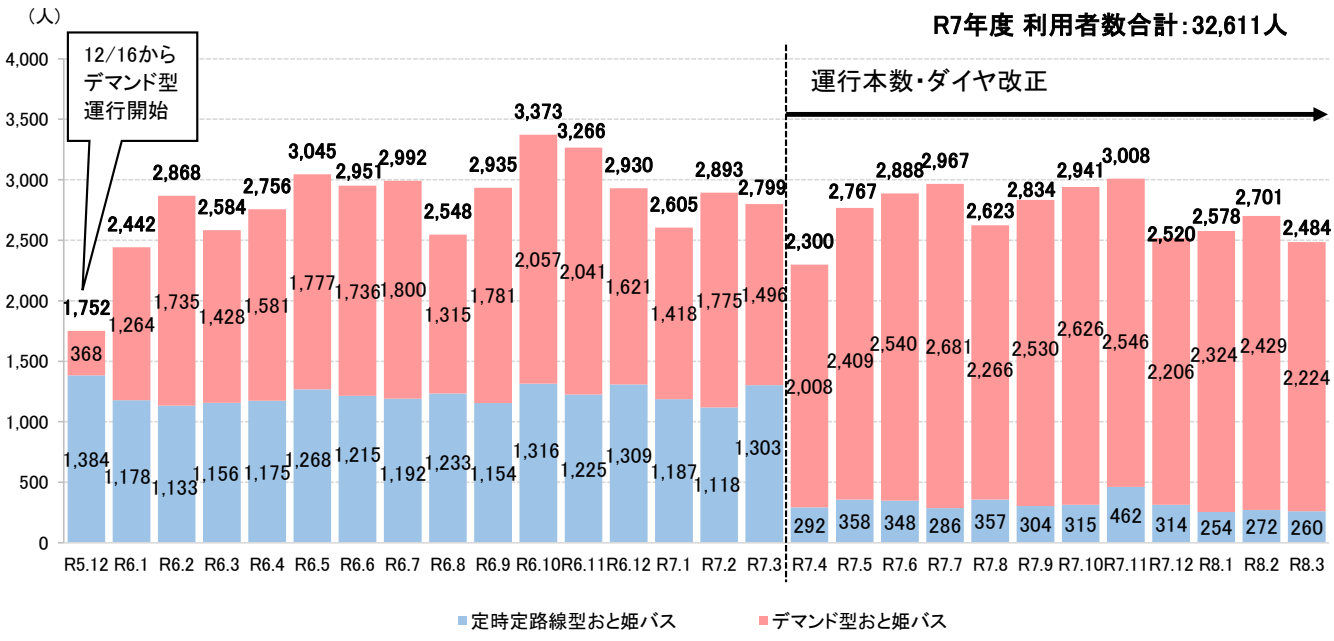


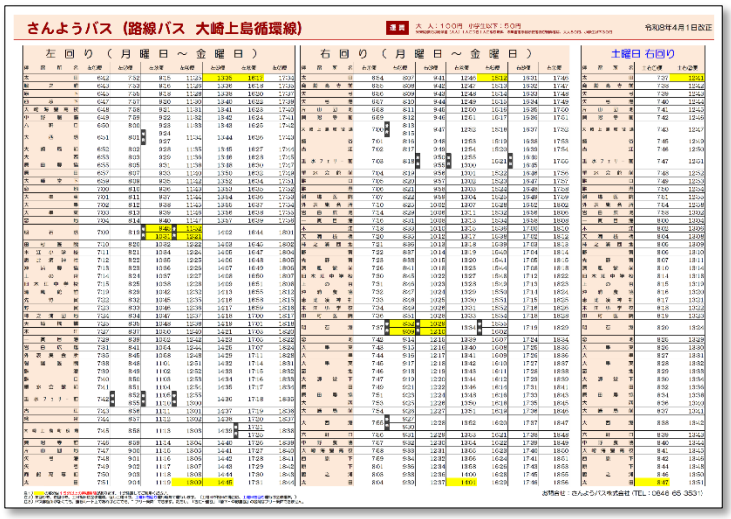
図　利用者数の推移

b　路線バス（さんようバス）時刻表の改定

大崎上島循環線を運行するさんようバスでは、フェリー発着時間との接続改善や、学校の下校時間への配慮などの町民等の要望を踏まえて、ダイヤの見直しを検討し、令和８年４月１日より新ダイヤでの運行が始まっている。

本町では、ダイヤ見直しの周知を図るため、時刻表（紙媒体）を作成するとともに、以下のとおり周知を行った。

・町ホームページへの掲載
・時刻表の全戸配布及び回覧（令和８年３月６日（金））
・路線バス車内でのチラシ配布・掲示



（時刻表）

（イ）海上交通の運航及び改善事業

a　スマート海上バス「ゆき姫」試験運航結果（第２弾）について

令和７年７月 25 日～10 月 20 日において、自動運航機能を活用したスマート海上バス「ゆき姫」の試験運航（第２弾）を行った。

■試験運航の概要

・「大崎上島町～竹原港」の航路において、自律航行機能付き船舶（スマート海上バス「ゆき姫」）を用いて、夜間・早朝の時間帯の旅客輸送サービス、及び週１日の生活用品等の輸送サービスを実施

実施体制　実施主体：大崎上島町、運営：(株)エイトノット
　　運航主体：(有)バンカー・サプライ
運航期間　令和７年７月 25 日～10 月 20 日
運航形態　不定期運航
運航曜日　夜間便：金曜日、土曜日、日曜日
　　早朝便：月曜日　※フェリー営業時間外に運航
航　路　大崎上島町（白水港/福浦港）～竹原市
運　賃　1,500 円



（ウ）　公共交通利用促進事業

a　高齢者を対象としたバスの乗り方教室の実施

バスの利用促進を図るため、サロン等を利用する高齢者にデマンド型おと姫バスの利用に伴う事業及び予約方法の説明を実施した。

・実施回数：10 回

・参加者：述べ 148 人（10 団体）

・実施内容

①デマンドバス概要、電話予約の流れ、予約当日の乗車方法、利用者登録申請、利用ガイドの乗降ポイントの確認

②利用者登録及びアンケートの実施

実　施　日	対　象	参加人数
令和７年　７月 15 日(火)	垂水サロン	29 名
８月　３日(日)	山尻サロン	７名
８月 22 日(金)	明石サロン	15 名
８月 27 日(水)	沖浦サロン	９名
９月　９日(火)	野賀サロン	15 名
９月 18 日(木)	大串サロン	29 名
10 月 10 日(金)	宇浜サロン	15 名
令和８年　１月 13 日(火)	町民（東野健康福祉センター）	６名
１月 14 日(水)	町民（東野健康福祉センター）	11 名
１月 15 日(木)	町民（東野健康福祉センター）	12 名

乗り方教室におけるおと姫バスに関する意見・要望

・予約がなくても空席があれば乗せるなど、臨機応変に対応してもらいたい。

→（システムによる予約のみ対応しており、臨機応変はトラブルに発展しかねない旨説明）

・昼間の予約時に「この時間帯はバスが走っていないので予約できない」と言われた。

→（時間帯ごとのバス運行台数等を示し、予約の取りづらい時間帯について説明）

・乗車する人は全員登録が必要なのか。また、降車場所が違う場合は別々に予約する必要があるのか。

→（予約の仕方についてケースごとに説明）

・シルバーカーは乗せられないのか。

→（スペースがあれば乗せられるが、予約時に伝えてほしい旨説明）

・１月１日から３日は予約の電話はつながらないのか。

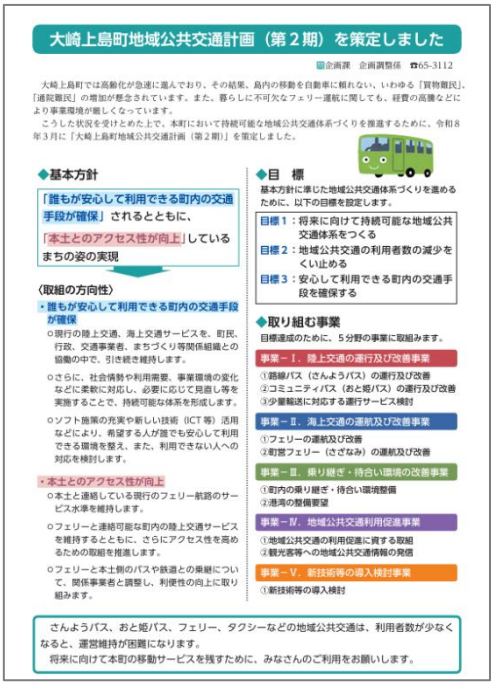
→（その期間はWEB 予約のみとなる旨説明）

b　公共交通利用促進のための町広報紙活用

○地域公共交通計画策定の周知

令和８年３月に策定した「大崎上島町地域公共計画（第２期）」の周知を図るため、広報紙へ記事を掲載した。

掲載月	ページ	内　容
R8.4	1	大崎上島町地域公共交通計画（第２期）を策定しました



大崎上島町地域公共交通計画（第２期）を策定しました

企画課　企画調整係　☎65-3112

大崎上島町では高齢化が急速に進んでおり、その結果、島内の移動を自動車に頼れない、いわゆる「買物難民」、「通院難民」の増加が懸念されています。また、暮らしに不可欠なフェリー運航に関しても、経費の高騰などにより事業環境が厳しくなっています。

こうした状況を受けとめた上で、本町において持続可能な地域公共交通体系づくりを推進するために、令和８年３月に「大崎上島町地域公共交通計画（第２期）」を策定しました。

◆基本方針

「誰もが安心して利用できる町内の交通手段が確保」されるとともに、「本土とのアクセス性が向上」しているまちの姿の実現

〈取組の方向性〉

・誰もが安心して利用できる町内の交通手段が確保

○現行の陸上交通、海上交通サービスを、町民、行政、交通事業者、まちづくり等関係組織との協働の中で、引き続き維持します。

○さらに、社会情勢や利用需要、事業環境の変化などに柔軟に対応し、必要に応じて見直し等を実施することで、持続可能な体系を形成します。

○ソフト施策の充実や新しい技術（ICT 等）活用などにより、希望する人が誰でも安心して利用できる環境を整え、また、利用できない人への対応を検討します。

・本土とのアクセス性が向上

○本土と連絡している現行のフェリー航路のサービス水準を維持します。

○フェリーと連絡可能な町内の陸上交通サービスを維持するとともに、さらにアクセス性を高めるための取組を推進します。

○フェリーと本土側のバスや鉄道との乗継について、関係事業者と調整し、利便性の向上に取り組みます。

◆目　標

基本方針に準じた地域公共交通体系づくりを進めるために、以下の目標を設定します。

目標１：将来に向けて持続可能な地域公共交通体系をつくる

目標２：地域公共交通の利用者数の減少をくい止める

目標３：安心して利用できる町内の交通手段を確保する

◆取り組む事業

目標達成のために、５分野の事業に取組みます。

事業－Ⅰ．陸上交通の運行及び改善事業

①路線バス（さんようバス）の運行及び改善

②コミュニティバス（おと姫バス）の運行及び改善

③少量輸送に対応する運行サービス検討

事業－Ⅱ．海上交通の運航及び改善事業

①フェリーの運航及び改善

②町営フェリー（さざなみ）の運航及び改善

事業－Ⅲ．乗り継ぎ・待合い環境の改善事業

①町内の乗り継ぎ・待合い環境整備

②港湾の整備要望

事業－Ⅳ．地域公共交通利用促進事業

①地域公共交通の利用促進に資する取組

②観光客等への地域公共交通情報の発信

事業－Ⅴ．新技術等の導入検討事業

①新技術等の導入検討

さんようバス、おと姫バス、フェリー、タクシーなどの地域公共交通は、利用者数が少なくなると、運営維持が困難になります。

将来に向けて本町の移動サービスを残すために、みなさんのご利用をお願いします。

○ゆき姫試験運航（第２弾）の周知

スマート海上バスゆき姫の試験運航（第２弾）の周知を図り、利用を促進するため、広報紙へ記事を掲載した。

掲載月	ページ	内　容
R7.8	1	スマート海上バスゆき姫の試験運航（第２弾）について
R7.9	1	スマート海上バスゆき姫が運航中です

■R7.8



ちょっとだけ“未来体験”してみませんか？

スマート海上バス ゆき姫

試験運航 第2弾

運航期間：令和７年７月25日(金)～10月20日(月)

大崎上島町では、「自動航行システム（船の自動運転）」の実用化　を推し進めると同時に、“フェリー運航のない時間帯に本土と往来ができる運航サービス”を試行する狙いのもと、令和７年１月から３月末にかけて、スマート海上バス（ゆき姫）の試験運航を行い、利用された方に高い評価をいただきました。

今年度は、より多くの利用が期待できる夏～秋にかけて、「ゆき姫」試験運航（第２弾）を実施します。

普段よりも遠い・早い時間帯に海上を渡ることができるため、ちょっとだけ、いつもより「楽しみが増える」かもしれません。この機会に、多くの皆さんのご利用をお待ちしております！

事業に関するお問い合わせ：大崎上島町企画課（電話0846-65-3112）

ゆき姫のご利用について

■運航内容

復路便　運航期日　土日

竹原港　竹原港発（ビジター桟橋）　*22：10着

大崎上島　白水港発　22：50着

竹原港　竹原港着（ビジター桟橋）　23：30着（※23:50着）

★「かぐや姫号」の最終便（21:56竹原フェリー着）から乗継可能

*「自動運転 福島潟の観光船ヒルネ」で運行。その場合、22：50着　白水港発　*23：10着　竹原港着となります。

早朝便　運航期日　土日

大崎上島　白水港発　※5：05着

竹原港　竹原港着（ビジター桟橋）　*5：45着

*「かぐや姫号」の始発便（6:07竹原フェリー着）に乗継可能。※5:05出航時刻表は3/8発行予定。

*「自動運転 福島潟の観光船ヒルネ」で運行。その場合、4：45着　福島潟発　→5：05着　白水港着となります。

■運賃　1,500円　小学生　1,000円（消費税込）

※未就学児は無料　※お支払いはPayPayで

■予約方法　※利用には、事前予約が必要です

WEBで予約！

QRコードでアクセス

https://osaki-kamijima.ikkt.app/

乗船の２週間前から出港時刻の30分前までに予約してください。（早朝便は前日の正午まで）

●出航時刻の10分前までに乗船場所へお越しください。

●予約のキャンセル・変更は、出航時刻の30分前までにお願いします。（早朝便は前日の正午まで）

●乗船定員は12名です。定員になり次第、予約を締め切ります。

●天候などの状況により、安全を考慮して運航を中止または遅延する場合がございます。

2

■R7.9



スマート海上バス「ゆき姫」が運航中です

今なら、フェリー最終便の後・始発便の前に、竹原港～白水港を渡ることができます。

この機会に、ぜひ、ご利用ください！

ゆき姫

運航期間：令和７年７月25日(金)～10月20日(月)

高速バス「かぐや姫号（芸陽バス）」の乗継便で竹原市に戻っても、「ゆき姫」を使うと大崎上島に帰れます。だから・・・・

竹原市内での飲食会なども

広島市などでの滞在時間が増えて、いつもより長く楽しめます

いつもよりのんびり楽しめます

～その他、早朝の「通院」や「お仕事」など、皆さんの都合にあわせてご活用ください～

＜ゆき姫のご利用について＞

■ご利用には「予約」が必要です

■運賃　1,500円　小学生　1,000円（消費税込）

※未就学児無料　※お支払いはPayPayで

WEBで予約！

QRコードでアクセス

https://osaki-kamijima.ikkt.app/

■運航時間

●復路便（竹原港発）

竹原港（ビジター桟橋）　22：10着

白水港発　22：50着

竹原港（ビジター桟橋）　※23:30着

●早朝便（白水港発）

白水港発　※5：05着

竹原港（ビジター桟橋）　5：45着

※船舶運行の都合により乗船場所が変わる場合は個別にお知らせします。

乗船の２週間前から出港時刻の30分前までに予約してください。（早朝便は前日の正午まで）

●出航時刻の10分前までに乗船場所へお越しください。

●予約のキャンセル・変更は、出航時刻の30分前までに（早朝便は前日の正午まで）

●乗船定員は12名、定員になり次第、予約を締め切ります。

●天候などの状況により、安全を考慮して運航を中止または遅延する場合があります。

※詳しい運航概要や予約方法は、上記QRコードからご覧いただけます

～「生活交通に関するアンケート調査」ご協力のお願い～

本町では、町民の持続可能な移動手段の確保に向けて、公共交通づくりの計画である「大崎上島町地域公共交通計画（第２期）」の策定に向けた協議を行っています。

この度、検討の基礎資料とするため、町内にお住まいの皆さまにアンケート調査を実施する運びとなりました。調査票は、各自治会を介して、町内の世帯に配布いたします。

調査票が届いた方は、ぜひアンケートへのご協力をお願いします

大崎上島町公共交通連携協議会（事務局：大崎上島町企画課）

☎65-3112

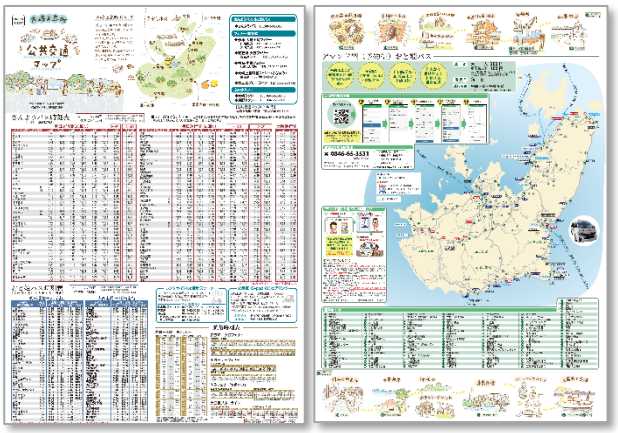
8

c　公共交通利用促進のための情報ツール等の製作・更新

令和４年度に、公共交通の利用促進を図ることを目的として、バスや船の時刻を掲載した情報ツールを製作したが、令和７年度に高速船の休止やデマンド型おと姫バスの本格導入を行ったため、掲載情報の更新を行った。

また、ゆき姫試験運航（第２弾）の周知を図るため、チラシ及びポスター等を製作し、配布・掲示を実施した。

■公共交通マップ



■ゆき姫の周知ツール



ウ　大崎上島町地域公共交通計画策定事業

（ア）概要

地域公共交通体系の確保・維持を図るとともに、町内及び町内外の移動における利便性向上を図るための計画である「大崎上島町地域公共交通計画」が令和７年度をもって期間終了となったことを受け、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、令和８年度から５カ年を期間とする「大崎上島町地域公共交通計画（第２期)」を策定した。

（イ）取組内容

〇現状把握

・人口の動向や人の移動状況、バス・船の利用者数、公共交通関連の町負担額等の客観的な指標を整理・分析し、本町の地域公共交通に関する現状をまとめる。

・第３次長期総合計画や広島県地域公共交通ビジョン等、本町の地域公共交通に関係する計画を整理し、新計画と整合を図る。

・「大崎上島町地域公共交通計画（現行)」に準じて進めた各種事業の取組状況を整理した。

〇町民ニーズの把握

・全世帯を対象に町民アンケートを実施し、本町に関わる公共交通に係る意見やニーズを把握した。

・配布件数 3,223 件／有効回収票 1,091 件［郵送回収 1,004 件、WEB 回収 87 件］

〇交通事業者の意向の把握

・公共交通を担っている交通事業者（陸上、海上）にヒアリング調査を実施し、運行（運航）サービス維持に向けた課題などを把握。

〇地域公共交通計画の策定

・以下の概要で、計画を策定した。（計画の詳細は別冊のとおり）

計画名	大崎上島町地域公共交通計画（第２期）
対象区域	大崎上島町全域
計画期間	令和８年度から令和 12 年度（５か年）
地域公共交通体系づくりの基本方針	「誰もが安心して利用できる町内の交通手段が確保」されるとともに、「本土とのアクセス性が向上」しているまちの姿の実現
地域公共交通体系づくりの目標	目標１　将来に向けて持続可能な地域公共交通体系をつくる 目標２　地域公共交通の利用者数の減少をくい止める 目標３　安心して利用できる町内の交通手段を確保する

（2）令和７年度交通対策事業実績・令和８年度予算について

ア　海上交通について

（ア）明石小長フェリー

a　運航収支　（単位:円）

区　分	Ｒ７年度	Ｒ８年度予算
営業収益	34,074,296	32,180,000
営業外収益	131,379	31,000
運航経費	81,508,951	79,633,000
営業外費用	0	0
適正利潤	4,075,447	3,982,000
差引欠損額	51,378,723	51,404,000

※明石小長航路事業補助金交付要綱に基づき適正利潤（営業費用の5%）を加算

b　広島県生活航路維持確保対策事業補助及び事業者への市町補助分

（単位:円）

区　分	Ｒ７年度	Ｒ８年度予算
補助対象額	31,047,000	30,799,000
県補助金	15,523,000 市（10,240,000） 町（5,283,000）	15,399,000 市（7,699,500） 町（7,699,500）
大崎上島町分	25,689,361	25,702,000

※前年度（４月～翌３月）の欠損額を、協定に基づき呉市と大崎上島町が事業者へ各1/2負担。広島県補助分は、前年度10月～本年度９月の欠損額（対象外経費を除く）の1/2を広島県が市町へ補助。

c　利用実績

区　分	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
旅　客	37,456人	36,899人	31,767人	28,664人	33,001人
車　両	16,966台	15,769台	13,501台	12,198台	12,573台

（イ）安芸津フェリー

a　運航収支　（単位:円）

区　分	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度予算
営業収益	225,523,000	265,410,000	255,568,000	263,277,000	266,302,000	256,434,000
営業外収益	36,960,000	479,000	2,538,000	4,357,000	3,125,000	1,800,000
運航経費	242,640,000	259,028,000	264,875,000	274,765,000	284,663,000	294,059,000
営業外費用	322,000	270,000	2,498,000	4,472,000	2,772,000	2,041,000
差引欠損額	△19,521,000	△6,591,000	9,267,000	11,603,000	18,008,000	37,866,000

b　広島県生活航路維持確保対策事業補助　（単位:円）

区　分	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度予算
補助対象額	11,994,000	―	6,665,000	8,225,000	16,089,000	31,596,000
県補助金	5,997,000	―	3,332,000	4,112,000	8,044,000	15,798,000
東広島市分	2,998,500	―	1,666,250	2,056,250	4,022,250	7,899,000
大崎上島町分	2,998,500	―	1,666,750	2,056,750	4,022,750	7,899,000

※広島県補助分は、前年度10月から本年度９月までの欠損額の内、対象外経費を除き、1/2を補助し、残りの1/2については、協定により、東広島市・大崎上島町がそれぞれ1/2を負担。

c　利用実績

区　分	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
旅　客	166,485人	187,289人	191,856人	189,220人	189,092人
車　両	80,892台	97,284台	96,017台	97,406台	95,045台

（ウ）大三島ブルーライン

a　運航収支　（単位:円）

区　分	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度予算
営業収益	55,034,000	56,617,000	61,097,000	60,562,000	63,826,000	62,985,000
営業外収益	7,577,000	5,998,000	3,006,000	2,992,000	2,832,000	0
運航経費	141,535,000	154,890,000	160,663,000	155,660,000	175,386,000	171,252,000
営業外費用	3,514,000	3,184,000	3,515,000	2,525,000	3,844,000	2,196,000
差引欠損額	82,438,000	95,459,000	100,075,000	94,631,000	112,572,000	110,463,000

b　広島県生活航路維持確保対策事業補助　（単位:円）

区　分	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度予算
補助対象額	44,617,000	49,837,000	48,098,000	55,221,000	94,721,000	99,488,000
県内分（～R6減価償却分除く）	11,154,000	12,459,000	12,024,000	13,805,000	23,680,000	24,872,000
県補助金	5,577,000	6,229,000	6,012,000	6,902,000	11,840,000	12,436,000
大崎上島町分	20,609,000	23,864,000	25,018,000	23,657,000	28,143,000	28,143,000

※大崎上島町補助分は、前年度（４月から翌３月）欠損額の内、千円未満を切り捨て、協定に基づき、今治市3/4、大崎上島町1/4の割合で負担。広島県補助分は、前年度10月から本年度９月までの欠損額の内、対象外経費を除き、1/2を補助金として広島県が補助。

c　利用実績

区　分	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
旅　客	42,142人	46,869人	47,751人	50,602人	50,113人
車　両	16,147台	19,069台	18,186台	19,140台	20,251台

d　新造船について

新造船「みしま」は、平成 31 年４月 22 日から運航を開始している。

総建造費は 453,600,000 円（税込）で、内 158,840,000 円について、大崎上島町 1/4、今治市 3/4 の割合で大三島ブルーライン株式会社に対し、平成 31 年３月に貸付を行った。

償還期間 11 年

貸付金額：39,710,000 円

令和２年度貸付償還金額：8,360,000 円

令和３年度から令和 11 年度貸付償還金額：2,850,000 円／年

令和 12 年度貸付償還金額：5,700,000 円

(エ) 町営フェリー「さざなみ」

a　運航収支　(単位:円)

区　分	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度予算
営業収益	3,870,253	4,027,180	3,590,600	2,938,760	3,368,410	3,652,000
運航経費	95,328,354	94,043,113	95,910,312	92,210,475	108,833,395	88,564,000
差引欠損額	91,458,101	90,015,933	92,319,712	89,271,715	105,464,985	84,912,000

b　国・県補助金　(単位:円)

区　分	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度予算
補助対象額	91,458,101	90,015,933	92,319,712	89,271,715	105,464,985	84,912,000
国庫補助金	42,630,935	42,414,744	46,643,365	42,163,859	45,867,804	30,921,000
県補助金	21,303,000	23,647,000	25,147,000	24,523,000	27,474,000	33,950,000

c　利用実績

区　分	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
旅　客	10,872 人	9,397 人	7,841 人	8,627 人	8,584 人
車　両	1,941 台	1,970 台	1,563 台	1,546 台	1,577 台

イ　陸上交通について

（ア）おと姫バス（定期路線型・デマンド型（予約型））の実績について

業務委託名	大崎上島町コミュニティバス（おと姫バス）指定管理
業務委託先	さんようバス株式会社
委　託　料	57,741,977円
委託期間	2025(令和７)年４月１日～2026(令和８)年３月３１日

a　乗車状況（12ヶ月）

・運行経費（57,741,977円）÷ 乗車人数（32,611人）≒1,771円／人（前年1,508円／人）

乗車人員

区　分	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度		
				月平均	日平均
定時定路線型	17,320人	14,695人	3,822人	318.5人	10.5人
デマンド型	4,795人	20,398人	28,789人	2,399.1人	78.9人
計	22,115人	35,093人	32,611人		

※R５.12月～運行開始

運賃収入（円）

区　分	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度予算
定時定路線型	1,492,610	1,291,780	707,300	6,264,000
デマンド型	467,850	2,006,510	5,560,150	
計	1,960,460	3,298,290	6,267,450	

委託料（円）

区　分	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度予算
定時定路線型	29,537,037	52,915,797	57,741,977	57,741,977
デマンド型	11,970,200			
計	41,507,237			

広島県市町等運行路線再編促進費補助金（円）

区　分	H30年度～Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度予算
県補助金	－	1,524,000	6,030,000	10,003,000

○　県費補助の対象期間は、前年度10月から本年度９月まで

○　定時定路線型は、運行路線系統において経常収益率15%以上の路線が対象

○　デマンド型は、収益率に関わらず補助対象

○　令和７年度からのコミュニティバス運行見直しに伴い、路線不定期運行及び区域運行（デマンド）の実車走行キロ数が増加し、補助金対象額が大幅に増加

（イ）　さんようバス乗車人員・生活交通路線維持費補助金・運賃補てん補助金

a　乗車人員（令和４年度～令和７年度）

令和４年度	84,999人
令和５年度	85,715人
令和６年度	75,067人
令和７年度	76,840人

b　生活交通路線維持費補助金（令和４年度～令和８年度）

令和４年度	3,384,713円
令和５年度	3,497,199円
令和６年度	7,330,225円
令和７年度	6,365,722円
令和８年度予算	6,366,000円

※国の補助金申請において、補助対象経常費用のうち、補助対象必要収益が 20 分の 11 必要であり、経常収益を差し引いて、更に不足する部分について町が補助金を支出している。

c　運賃補てん補助金（令和４年度～令和８年度）※平成 29 年度 10 月より実施

令和４年度	15,455,320円
令和５年度	15,337,956円
令和６年度	13,759,592円
令和７年度	13,816,845円
令和８年度予算	15,338,000円

※路線バスの運賃値下げによる欠損額を町が補助

（ウ）　竹原フェリーバス欠損額負担金（令和４年度～令和８年度）

令和４年度	2,679,300円
令和５年度	2,998,350円
令和６年度	2,872,800円
令和７年度	2,718,450円
令和８年度予算	3,192,000円

※竹原港～竹原駅、中通、パルティフジまでの定期路線の欠損額を竹原市 55%、大崎上島町 45%の割合で補助

※　陸上交通・海上交通欠損額の８割が国の特別交付税で措置

２．協議事項

（1）令和７年度収入支出決算（案）について

令和７年度大崎上島町公共交通連携協議会決算書

収入の部　　（単位：円）

款	項	目	予算額	決算額	備　考
負担金	負担金	負担金	－	－	
補助金	補助金	補助金	7,951,000	9,000,000	①町補助金　7,951 千円 ②令和７年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 1,049 千円
繰越金	繰越金	繰越金	－	－	
諸収入	諸収入	諸収入	1,000	9,670	預金利息
合　計			7,952,000	9,009,670	

支出の部　　（単位：円）

款	項	目	予算額	決算額	備　考
運営費	会議費	会議費	420,000	89,770	47 回協議会報償費
				69,240	48 回協議会報償費
				89,770	49 回協議会報償費
				89,770	50 回協議会報償費
小計			420,000	338,550	
運営費	事務費	事務費	10,000	0	
小計			10,000	0	
事業費	事業費	事業費	7,522,000	2,145,990	地域公共交通計画策定事業 実施支援業務
				490,270	公共交通利用促進業務
				4,884,990	地域公共交通計画策定業務
小計			7,522,000	7,521,250	
予備費	予備費	予備費	－	－	
小計			－	－	
支 出 計				7,859,800	
町へ戻入				1,149,870	執行残 1,140,200 円 預金利息分 9,670 円
合　　計			4,594,000	9,009,670	

令和７年度大崎上島町公共交通連携協議会
収入支出決算審査意見書

大崎上島町公共交通連携協議会規約第１３条第３項の規定により令和７年度収入支出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果は、次のとおりである。

１　審査対象
令和７年度収入支出決算書および関係帳簿類

２　審査期日
令和８年　４　月　２４日

３　審査方法
令和７年度大崎上島町公共交通連携協議会収入支出決算書及び証書類について、関係帳簿類と照合して審査を行い、必要に応じて関係者の意見を求めた。

４　審査結果
審査に付された収入支出決算書及び証書類は、関係帳簿と符合しており、計数的にも正確であり、予算の執行状況も適正なものと認めた。

令和８年　４　月　２４日

大崎上島町公共交通連携協議会

監査委員（大崎上島町商工会　会長）　信谷 務　㊞

（2）令和８年度収入支出予算（案）について

令和８年度大崎上島町公共交通連携協議会の予算は、次に定めるところによる。

（収入支出予算）

第１条　収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ２，９３１千円と定める。

２　収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　収入支出予算」による。

（支出予算の流用）

第２条　支出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

令和８年８月２７日

大崎上島町公共交通連携協議会　会長　小田　博

第１表　収入支出予算

○　収入の部　（単位：千円）

科目			予算額	説明
款	項	目		
１負担金	１負担金	１負担金	－	
２補助金	１補助金	１補助金	２，９３０	大崎上島町補助金
３繰越金	１繰越金	１繰越金	－	
４諸収入	１諸収入	１雑　入	１	預金収入
収入合計			２，９３１	

○　支出の部　（単位：千円）

科目			予算額	説明
款	項	目		
１運営費	１会議費	１会議費	２７３	協議会委員報酬等
	２事務費	１事務費	２１	需用費等
２事業費	１事業費	１事業費	２，６３７	業務委託料
３予備費	１予備費	１予備費	－	
支出合計			２，９３１	

第２表　補助対象経費算出明細

補助対象経費の区分	補助対象経費（千円）	積算内訳
会議費	２７３	委員報酬（協議会３回分）　234,000 円 振込手数料　38,610 円 小計　272,610 円
事務費	２１	事務消耗品代等　21,000 円 小計　21,000 円
事業費	２，６３７	地域公共交通計画事業実施支援業務　2,145,000 円 公共交通利用促進事業　489,500 円 振込手数料　1,980 円 小計　2,636,480 円
合　計	２，９３１	

（3）令和８年度事業計画（案）について

① 陸上交通の運行及び改善事業

・おと姫バス、路線バスの利用状況の検証等

おと姫バス（定期路線型・デマンド型（予約型)）、路線バスの利用実績等からサービス内容を検証し、必要に応じて改善の検討を行う。

② 海上交通の運航及び改善事業

・フェリーの運航及び改善

利用者数等、利用状況を定期的に検証し、確保・維持、活性化に向けて、必要に応じて運航内容の検討等を行う。

③ 乗り継ぎ・待合い環境の改善事業

・公共交通利用者の快適利用に向けた環境整備

バス停へのベンチ新設等、公共交通利用者の快適性向上に向けた環境整備を検討する。

④ 地域公共交通利用促進事業

ア 町民を対象とした公共交通勉強会の実施

サロン等を対象として、公共交通勉強会を実施し、利用促進（デマンドおと姫バスの周知）等を図る。買い物支援の一環として、勉強会の回数・内容を充実させるため、運営を外部に委託し実施する。

イ 町広報紙へ協議会の事業紹介及び公共交通利用促進啓発記事を掲載

町広報紙を活用し、公共交通の利用促進及び協議会事業の実施状況を町民に報告する。

（4）自家用有償旅客運送の更新登録の申請について

令和８年９月３０日をもって有効期間が満了となるため更新登録の申請を行う。

① コミュニティバス

ア．登録番号

中広市交第１号

イ．自家用有償旅客運送の種別

交通空白輸送

ウ．自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

バス５台

エ．運送しようとする旅客の範囲

住民等

オ．路線又は運送の区域ごとの対価の額

大崎上島町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の第６条による利用料金は中学生以上１人200円、小学生以下１人100円、未就学児童は大人同乗の場合１人に限り無料とする。

大崎上島町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則第５条の利用料金の減免。

（1）身体障害者福祉法第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び第１種の身体障害者手帳を所持する者と同乗する介護者。

（2）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び第１級の精神障害者福祉手帳を所持する者と同乗する介護者。

（3）療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けている者及び療育手帳の所持する者と同乗する介護者。利用料金の減免額は５割とする。

② 外出支援サービス

ア．登録番号

中広市福第１号

イ．自家用有償旅客運送の種別

市町村福祉輸送

ウ．自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

車いす車　９台（うち軽７台）

セダン等　６台（うち軽５台）

エ．運送しようとする旅客の範囲

・町内に住所を有する 70 歳以上の単身又は高齢者のみの世帯であって、要介護又は要支援の認定を受けており、かつ、一般交通機関の利用困難な者。

・障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により一般交通機関の利用困難な者。

オ．路線又は運送の区域ごとの対価の額

・大崎上島町内　片道 300 円

・町外（４時間未満利用）　フェリー代等実費＋1,000 円

・町外（４時間以上利用）　フェリー代等実費＋2,000 円

カ．利用状況

令和７年度

実施日数　651 日

通院（町内）　763 人（延 2,030 回）

通院（町外）　335 人（延 830 回）

合　　計　1,098 人（延 2,860 回）

大崎上島町公共交通連携協議会委員名簿

区　分	団体名	職名等	氏　名	備考
学識経験者その他協議会が必要と認める者（大学教授等）	広島商船高等専門学校	名誉教授	岡山正人	
一般旅客自動車運送事業者	さんようバス株式会社	代表取締役社長	土井俊斉	
一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表	さんようバス株式会社	従業員代表	佐村　優	
一般旅客定期航路事業者	広島県旅客船協会	専務理事	迫田武利	
	山陽商船株式会社	代表取締役専務	日浦徹治	
	大崎汽船株式会社	代表取締役	川本公夫	
利用者又は住民代表者	大崎上島町議会	議長	閑田大祐	
	大崎上島町議会	産業建設常任委員会委員長	赤松良雄	
	大崎上島町連合区長会	副会長	桑原富生	
	大崎上島町商工会	会長	信谷　裕	
	大崎上島町社会福祉協議会	会長	有田卓也	
	大崎上島町地域女性連合会	会長	田房明美	
	大崎上島町観光協会	会長	中原幸太	
国土交通省中国運輸局尾道海事事務所長又はその指名する者	中国運輸局尾道海事事務所	首席運輸企画専門官	大林正明	
国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	藤本　陽	
広島県地域政策局地域振興担当部長又はその指名する者	広島県地域政策局	公共交通政策課長	水本全彦	
広島県警察竹原警察署長又はその指名する者	竹原警察署	大崎上島分庁舎長	城山雪雄	
大崎上島町副町長	大崎上島町	副町長	小田　博	
大崎上島町地域経営課長	大崎上島町	地域経営課長	三村竜也	
道路管理者	大崎上島町	建設課長	下川　昇	

大崎上島町公共交通連携協議会規約

制定　平成22年 7月　23日

（設置及び目的）

第１条　大崎上島町公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）は，地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき，地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため，又，道路運送法（昭和26年法律第183号）第１条の規定及び海上運送法（昭和24年法律第187号）第１条の規定に基づき，地域における需要に応じた住民の生活に必要な船舶及びバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り，地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。

（事務所）

第２条　協議会は，事務所を広島県豊田郡大崎上島町東野６６２５番地１大崎上島町役場内に置く。

（事業）

第３条　協議会は，第１条の目的を達成するため，次の業務を行う。

（１）　交通計画の策定及び変更の協議に関すること。

（２）　交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。

（３）　交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

（４）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送、航路の態様及び運賃・料金等に関すること。

（５）　市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

（６）　前５号に掲げるもののほか，当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（協議会の委員）

第４条　協議会の委員は次に掲げる者とする。

（１）　大崎上島町副町長

（２）　大崎上島町地域経営課長

（３）　一般旅客自動車運送事業者

（４）　一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表者

（５）　一般旅客定期航路事業者

（６）　一般旅客定期航路事業者の船員の代表者

（７）　大崎上島町議会の代表

（８）　利用者又は住民の代表

（９）　国土交通省中国運輸局尾道海事事務所長又はその指名する者

(10)　国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者

(11)　広島県地域政策局総括官（地域振興）又はその指名する者

(12)　道路管理者

(13)　広島県警察竹原警察署長又はその指名する者

(14)　学識経験者その他協議会が必要と認める者

（委員の任期）

第５条　委員の任期は４年とする。ただし，補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

２　委員の再任は妨げない。

（会長及び副会長）

第６条　協議会には，会長及び副会長を置く。

２　会長は，副町長をもって充てる。

３　会長は，協議会を代表し，その会務を総理する。

４　副会長は，委員の中から会長が指名する。

５　副会長は，会長を補佐して協議会の業務を掌理し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，会長の職務を代理する。

（会議）

第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，議長は委員の互選により定める。

２　会議の議決方法は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

３　会議は原則として公開とする。ただし，会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については，非公開で行うものとする。
４　協議会は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，資料を提出させ，又は会議への出席を依頼し，助言等を求めることができる。
５　前４項に定めるもののほか，会議の運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。
（協議結果の尊重義務）
第８条　協議会で協議が整った事項については，協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
（幹事会）
第９条　協議会に提案する事項について，協議又は調整をするため，必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。
２　幹事会の組織，運営その他必要な事項は，会長が別に定める。
（分科会）
第 10 条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査，検討を行うため，必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
２　分科会の組織，運営その他必要な事項は，会長が別に定める。
（事務局）
第 11 条　協議会の業務を処理するため，協議会に事務局を置く。
２　事務局は，大崎上島町企画課に置く。
３　事務局に事務局長，事務局員を置き，会長が定めた者をもって充てる。
４　事務局に関し必要な事項は，大崎上島町公共交通連携協議会事務局規程に定める。
（経費の負担）
第 12 条　協議会の運営に要する経費は，負担金及びその他の収入をもって充てる。
（監査）
第 13 条　協議会に監査委員を１人置く。
２　協議会の監査委員は，委員の中から会長が指名する。
３　監査委員は，監査の結果を会長に報告しなければならない。
（財務に関する事項）
第 14 条　協議会の予算編成，現金の出納その他財務に関し必要な事項は，大崎上島町公共交通連携協議会財務規程に定める。
（協議会が解散した場合の措置）
第 15 条　協議会が解散した場合には，協議会の収支は，解散の日をもって打ち切り，会長であった者がこれを決算する。
（委任）
第 16 条　この規約に定めるもののほか，協議会の事務の運営上必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

この規約は，平成２２年７月２３日から施行する。

平成２８年３月２４日一部改正
平成２８年８月３１日一部改正
令和２年８月３１日一部改正
令和３年１２月１５日一部改正

大崎上島町公共交通連携協議会財務規程

制定　平成22年7月23日

（趣旨）

第１条　この規程は，大崎上島町公共交通連携協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき，大崎上島町公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し，必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第２条　協議会の予算は，国からの補助金，大崎上島町からの負担金，繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

２　協議会の会長（以下「会長」という。）は，毎会計年度予算を調製し，年度開始前に協議会に報告しなければならない。

３　協議会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終了する。

４　会長は，第２項の規定により，予算が協議会の承認を得たときは，当該予算書の写しを速やかに大崎上島町長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第３条　会長は，会計年度の途中において，既定予算に補正の必要が生じたときは，これを調製し，速やかに協議会に報告しなければならない。

２　前項の規定により，補正予算が協議会の承認を得たときは，前条第４項の規定を準用する。

（予算区分）

第４条　歳入予算の款，項及び目の区分は，別表第１のとおりとする。

２　歳出予算の款，項及び目の区分は，別表第２のとおりとする。

３　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは，別表第１及び別表第２に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第５条　会長は，歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは，直近の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第６条　協議会の出納は，会長が行う。

２　協議会に属する現金等は，銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第７条　会長は，協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

２　協議会出納員は，会長の命を受けて，協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

第８条　協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは，大崎上島町の例により行うものとする。

２　協議会の出納員は，次の各号に定める簿冊を備え，出納の管理を行うものとする。

（１）　予算整理簿

（２）　前号に掲げるもののほか，必要な簿冊

（決算等）

第９条　会長は，毎会計年度終了後，遅滞なく，協議会の決算を調製し，協議会の承認を得るものとする。

２　会長は，前項の承認を得るにあたっては，規約第13条の規定に定められた監査委員の監査を受け，その結果を添えなければならない。

３　会長は，第１項の規定により協議会の承認を得たときは，当該決算書の写しを速やかに大崎上島町長に送付しなければならない。

（委任）

第10条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

この規程は，平成２２年７月２３日から施行する。ただし，協議会が設けられた年度の予算に関しては，第２条第２項中「年度開始前に」とあるのは「第１回の」と読み替えるものとする。

別表第１（第４条関係）

歳入予算の款，項及び目の区分

款	項	目
１ 負担金	１ 負担金	１ 負担金
２ 補助金	１ 補助金	１ 補助金
３ 繰越金	１ 繰越金	１ 繰越金
４ 諸収入	１ 諸収入	１ 雑入

別表第２（第４条関係）

歳出予算の款，項及び目の区分

款	項	目
１ 運営費	１ 会議費	１ 会議費
	２ 事務費	１ 事務費
２ 事業費	１ 事業費	１ 事業費
３ 予備費	１ 予備費	１ 予備費

大崎上島町公共交通連携協議会事務局規程

制定　平成22年7月23日

（趣旨）

第１条　この規程は，大崎上島町公共交通連携協議会規約第11条の規定に基づき，大崎上島町公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し，必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　事務局は，次に掲げる事項を所掌する。

（１）　協議会の会議に関すること。

（２）　協議会の資料作成に関すること。

（３）　協議会の庶務に関すること。

（４）　前各号に掲げるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第３条　事務局に事務局長，その他必要な職員を置く。

２　事務局長は，大崎上島町企画課長をもって充てる。

３　事務局員は，大崎上島町の職員をもって充てる。

（専決事項）

第４条　事務局長は，次に掲げる事項を専決することができる。ただし，異例又は重要と認められる事項については，この限りでない。

（１）　事務局の運営に関すること。

（２）　物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。

（３）　物品及び現金の出納に関すること。

（４）　前各号に掲げるもののほか，軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第５条　事務局における文書の収受，配布，処理編集，保存その他文書に関し必要な事項は，大崎上島町において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第６条　協議会の公印の種類は会長印とし，公印の名称，形状，書体，寸法，用途，個数及び管理者は，別表のとおりとする。

２　協議会の公印の保管，取扱い等については，大崎上島町において定められている公印の取扱いの例による。

（委任）

第７条　この規程に定めるもののほか必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

この規程は，平成２２年７月２３日から施行する。

平成２８年８月３１日一部改正

令和３年１２月１５日一部改正

別表　（第６条関係）

名称	形状	書体	寸法 （ミリメートル）	用途	個数	管理者
大崎上島町公共交通連携協議会長の　　印	大崎上島町公共交通連携協議会長之印	古印体	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長